

応急教育マニュアル

(自然災害等により、通常の教育が困難になった場合)

朝霞市立朝霞第一小学校

日	教育委員会等 (教育総務課、教育指導課、教育管理課)	学 校
震度 5 弱以上（観測点：朝霞市）の地震が発生		
発生初日	<ul style="list-style-type: none"> ①市内各小・中学校の児童生徒・教職員の安否確認 ②消防署・警察署等から救出情報等の入手 ③埼玉県教育委員会、南部教育事務所と報告・連絡・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の危機管理マニュアルに従い、児童・教職員の安全確認を最優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全点検」「保護者への引渡し」等を行う。
通常教育が困難な状況（水が出ない等）		
二日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ①校舎等の被害状況調査及び応急処置、ライフライン・トイレの確認 ②通学路等学校近隣の安全確認 ③教職員の状況確認、教科書等の教材確認等 ④児童生徒の状況確認 ⑤応急教育の準備…埼玉県教育委員会や災害対策本部に連絡。 <p>※災害時応援協定県外自治体締結先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県瑞浪市 ・長野県佐久市 ・山形県東根市 ・福島県須賀川市 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は休校である旨を保護者・教職員に伝える。 ・教育委員会と連携し、児童の安全確認と精神面等のフォローをする。 ・教科書等の教材、使用可能教室等の確認をする。
三日目以降		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携しながら、学用品等の準備をし、応急教育の計画を立てていく。
応急（通常）教育再開の目途が立った場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員、学校施設の状況を調査し、登校日の調整を学校と行う。 ・再開計画を周知する。（避難所への貼紙、防災無線の活用、ラジオ等マスコミの利用等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、再開に向けた、準備計画を進める。 ・再開計画を保護者に周知する。（電子メール、緊急連絡網等）

応急（通常）の教育再開

教育再開後	<p style="text-align: center;">【応急教育の区分】</p> <p>①短縮授業・・・午前中のみの授業 ②合併授業・・・クラスもしくは学年合同 ③二部授業・・・午前と午後等に分ける ④分散授業・・・公民館等の利用 ⑤上記の併用授業</p> <p>・校舎内外の安全環境や児童生徒の精神的なフォローも含め、引き続き、支援や状況を確認していく。</p>	<p>・学校に来られない児童や教職員に配慮しながら、通常の教育を取り戻していく。</p>
-------	---	--

【作成根拠法令等】 朝霞市地域防災計画（平成25年3月発行）

第11節 第9文教対策

1 学校等の災害対策

(3) 校長等が行う災害対策

- ①災害時における校舎等の状態を想定し、応急教育計画を策定するとともに、指導方法等についてのマニュアルを整備する。
- ②学校等の立地条件を踏まえ、園児、児童・生徒の安全を確保するための避難計画を策定するとともに、迅速な避難行動をとれるよう避難訓練を実施する。
- ③園児・児童・生徒への防災教育を実施するとともに、災害時における保護者等との連携体制を確立し、その周知を図る。
- ④市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ⑤教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ⑥勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑦学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

【参考】 朝霞市地域防災計画における教育部の役割

教 育 部	教育班	教育総務課	1 学校施設の被害調査に関すること。
		教育管理課	2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関すること。
		教育指導課	3 学校の休校措置等に関すること。
		学校給食課	4 避難場所（小・中学校、高校、大学、公民館、武道館）の開設、運営に関すること。
		生涯学習・スポーツ課	5 炊き出しに関すること。
		文化財課	6 所管施設の被害調査に関すること。
		公民館（コミュニティセンター）	7 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。
		図書館	8 施設の被害調査及び応急措置に関すること。
			9 ヘリポートの開設、運営に関すること。
			10 施設の利用に関する支援に関すること。